

平成30年 第10回

みなかみ町農業委員会議事録

開催日時 平成30年10月10日（水曜日）

みなかみ町農業委員会事務局

みなかみ町農業委員会第10回会議議事録

- 1 開催日時 平成30年10月10日 午後1時30分
- 2 開催場所 月夜野農村環境改善センター大会議室
- 3 出席委員 17名
1番委員 榎 洸 武 重 2番委員 櫻 井 孝 司 3番委員 高 橋 俊 信
4番委員 高 橋 良 一 5番委員 廣 田 尚 夫 6番委員 石 坂 達 夫
7番委員 今 井 育 男 8番委員 吉 野 拓 夫 9番委員 星 野 榮 一
10番委員 高 橋 俊 一 11番委員 森 下 一 郎 12番委員 河 合 博 満
13番委員 小 池 正 明 15番委員 原 澤 章 16番委員 原 澤 孝 一
17番委員 内 海 美 津 江 18番委員 高 宮 玉 江
- 4 欠席委員 2名
14番委員 原 澤 幸 雄 19番委員 高 橋 久 美 子
- 5 議事録署名委員
16番委員 原 澤 孝 一 17番委員 内 海 美 津 江
- 6 職務のため本会議に出席した事務局職員等の職・氏名
事務局長 原 澤 真 治 郎 書記 小 林 紀 之 書記 泉 雪 江

- 7 会議に附した事件
議案第36号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第37号 農地法第5条の規定による許可申請について
議案第38号 農用地利用集積計画に対する意見決定について

協議事項・報告事項

- (1)制限除外の農地等異動通知書について

その他

- 8 会議の成立
農業委員会等に関する法律第27条第3項により本会議が成立する。

開 会 みなかみ町農業委員会職務代理高橋俊一開会を宣す。
顛 末

議 長 会長議長となり、議事録署名委員に16番委員原澤孝一・17番委員内海美津江を指名し議事に入る。
 議事に入ります。
 議案第36号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いいたします。

- 事務局 1 ページをお開きください。
議案第36号農地法第3条の規定による許可申請について。
次のとおり農地法第3条の規定による許可申請があったので、意見の決定を
求める。
別紙記入事件、2件。
次のページをごらんください。
◇（議案書・順次、朗読説明）
以上、よろしく申し上げます。
- 議長 ありがとうございます。
それでは、番号1番、〇の〇〇さんの畑を同じく〇、〇〇さんに売買という
案件、担当委員さんのご報告をお願いいたします。
- 17番委員 17番、〇地区担当、内海美津江です。
10月7日に譲渡人の〇〇さんに、譲り渡す意思確認をしまして、10月8
日に高橋俊信委員と、現地確認と調査で訪問を兼ねて、〇〇さんのところへ伺
いました。自宅のすぐそばの畑で、現在も家庭菜園というか、自宅で使う野菜、
その他、果樹等を耕作していて、耕作はなされております。それで、本人に確
認したところ、20年近くも耕作しておりますし、そこで続けて耕作をしたい
という意思があって、今回の譲り受けという話になったようです。これからも
耕作していく意思に変わりはないということで、あと世帯はご主人と奥さんと
2人なんですけれども、時々お孫さんだとか息子さんが来て、お手伝いもして
くれるようなので、確実に耕作されるものとみられます。
あと、この耕作面積も30aに対してなんですけれども、今回この土地を取
得しても30aには満たないですけれども、すぐ近くの今、印が出されている、
その土地を借りて今、大豆と小豆を耕作しております、見せていただいた
んですけれども、小豆もそろそろ収穫、大豆もそろそろというような形の状態
になっていて、耕作されていて、面積的には問題ないのかなというふうに思わ
れました。
あと、周辺の農地の支障ということなんですけれども、耕作放棄地が大分ふ
えている場所なので、かえって耕作していただければ、畑が荒れないでいいの
かなというふうな感じで見受けました。
一応、報告としては以上です。皆様のご審議をよろしくをお願いいたします。
- 議長 ありがとうございます。
ただいま、内海委員より報告いただきました。
この案件について、質問、意見等ございましたら、挙手の上、発言願います。
いかがでしょうか。なければ、許可でよろしいでしょうか。
（「異議なし」の声）
それでは、許可相当とします。
続きまして、番号2番、〇の〇〇さん所有の田を同じく〇の〇〇さんに贈与
ということで、所有権移転の案件です。担当委員さんのご報告をお願いいたし
ます。
- 8番委員 8番、吉野です。

10月7日に、現地確認に伺ってお話を聞いてきました。場所は、〇の隣です。ここが駐車場、〇の。土地は、自宅のすぐ後ろになっています。それが自宅で、その後ろになっておりまして、その色が、ちょっと緑がかった手前のほうは家庭菜園になっていまして、地目は田なんですけれども、畑になっておりまして、ネギとかナスとか、いろいろな種類が、ところどころに植えてあって、78歳と80歳のご夫婦なんですけど、お年の割には一生懸命耕作している、そういったふうに感じましたし、奥のほうはトラクターで何をなさるのかちょっとわからないんですが、ぐるぐるぐるっとならしてあります。

面積なんですけど、3.4ということですが、これは譲り受けますと、1反歩の面積的なことは、1.8になりますのでクリアになると思いますので、何の問題もないというふうに思います。

それから、これからも耕作するというお話もちゃんと伺いましたので、何の問題もないかと思われまますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

ただいま、吉野委員よりご報告いただきました。

この案件について、質問、意見等ございましたら、挙手の上発言願います。いかがでしょうか。ありませんか。

(「異議なし」の声)

なければ、許可と決めます。

続きまして、議案第37号農地法第5条の規定による許可申請について、事務局よりお願いいたします。

事務局

3ページをお開きください。

議案第37号農地法第5条の規定による許可申請について。

次のとおり農地法第5条の規定による許可申請があったので、意見決定を求める。

別紙記入事件、7件。

次のページをごらんください。

◇(議案書・順次、朗読説明)

以上、よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございます。

それでは、番号1番、〇の〇〇さん所有の畑を〇の〇〇さんに太陽光発電用地として賃貸する案件。担当委員さんからご報告願います。

2番委員

2番、櫻井孝司です。よろしく申し上げます。

第5条申請がありましたので、調査してきました。

場所については、〇の上という場所になっていまして、前回、何カ月か前に〇〇さんが申請を出して、もうそれは完成して仕上がったのが、今回申請地のすぐ南側のところに、その写真には反映されていないですけれども、でき上がっていまして、それで、東隣、〇〇さんが設置したところと、それでもう一つ東に〇〇さんが山林を利用してつくったソーラー設備、3カ所が近くにある場所です。〇〇さん、〇〇さんが亡くなって、相続で息子さん名義に変わったわけですけれども、会社に勤めをしていまして、農業を全然できないという状況

で耕作放棄的な土地になっている状況です。

それで、周りの状況はといいますと、今言ったように南側と東側がソーラー設備で、西側は山林、そして北側は地目は畑で、その斜め上は地目、田があるわけなんですけれども、現状、何としても農地には見えないような状況になっています。原野的な状況。ですから、耕作している農地とは全然隣接していないという状況の場所です。ですから、平らにはなっていて、日当たりがいいので、ソーラー発電が一番適しているかなという感じで、みんながそこへ集中してつくっている場所であるように思われます。

現状としては、そんなことなんですけれども、周りに農地がない、耕作している農地がないので、周りに及ぼす影響というのはないと思われます。

以上ですが、よろしくお願いします。

議 長

ありがとうございます。

ただいま櫻井委員に報告いただきました。

この案件について、質問、意見等ございましたら、挙手の上発言願います。

高橋良一委員。

4番委員

4番、高橋です。

これ、1,000㎡を超えるから大規模開発に当たっている、そちらのほうはどうなっているの。

事務局

町の開発指導要綱は1,000㎡以上なので、今、既に地域整備課に開発の手続きは、同時並行なんですけれども、書類が出ている状況です。なので、そちらが出なければ、こちら、農地転用の許可が審議がとまるかということ、そうではないので、同時並行ということで、こちらはこちらのということで進めて、最終的に開発も足並みをそろって許可証も交付という手続になりますので、それは別の案件でも同じようにさせていただいている状況です。

議 長

開発協議も現在、同時進行でやっていて、その許可はということですね。そろった時点で出すという。

よろしいでしょうか。

ほかにありますか。ありませんか。

なければ、許可相当と決してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

それでは、許可相当と決します。

続きまして、番号2番、〇の〇〇さん、住宅用地として〇〇に所有権移転・売買の案件。担当委員さんの報告をお願いします。

5番委員

5番の廣田です。

農地法第5条による申請事案の調査結果について報告いたします。

場所的には、〇より北西のほうに、直線で700メートルほどのところで、〇から〇方面へ200メートルほど上がったところです。昨年11月13日に皆さんに見てもらった農振除外のところですよ。

10月7日、日曜日に現地を見てきました。現地は、不耕作の畑になっており、また周辺は道路、隣接する家、不耕作の畑、また山林に囲まれていました。

8日に、〇〇さんのお宅へ行き、土地譲り渡しの意思確認をいたしました。同じく8日に〇〇さんへ電話をして、意思確認をいたしました。

1として、転用目的が遅滞なく実現するかの確実性ですが、申請書、融資証明依頼書、見積もり書、設計図が確認できました。10月8日、建設会社の意思も確認でき、許可がおりてから着工したいとのことでした。実行は確実と思われれます。

申請面積の妥当性ですが、申請面積は2棟分で822㎡であり、こじんまりの感じはしますけれども、周辺の利用状況からも適当と思われれます。

周辺農地の営農条件への支障の有無ですが、現地は道路、不耕作の畑、隣接する家、山林に囲まれており、連続性のない農地です。支障が発生する見込みはないと思われれます。

転用することによって生じる付近の農地の作物の被害の防除措置の確認ですが、同じく想定される被害等はないと思われれます。

その他、想定される懸案事項は特に見当たりません。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

以上です。

議長

ありがとうございます。

廣田委員より報告いただきました。

この案件について、質問、意見等がありましたら、拳手願いますけれども、いかがでしょうか。

なければ、許可相当としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

では、許可相当と決めます。

続きまして、番号3番、〇の〇〇さん所有の畑、〇の〇〇が保養施設ということで、所有権移転・売買で保養施設を建てたいという案件。担当委員さんの報告をお願いいたします。

7番委員

7番、今井育男です。

先日、4日、7日と現地に行ったり、電話で連絡とったりしたんですけども、農振除外の許可おりたのがこととしてありまして、皆さんに見てもらった土地なんですけれども、〇〇があそこにある。〇〇、これを通して下においていったところの、農振除外のときに皆さんに見てもらった土地なんですけれども、〇〇さんなんですけれども、時々〇〇さんの名前が出てきたり、〇〇だとか、〇〇、この会社そのものが、〇〇さんがそこに取締役で入っているんですね。相続する人がいないので、そういう会社にだんだん移していくような状態にいるような感じにいるんですけども。そのところで、社員もここに書いてあるように32人ほどいる会社なんですけれども、保養施設を、別荘みたいなあれなんだと思うんですけども、従業員及び家族に利用してもらうためにそこはつくりたいんですという話でありました。

周りについても、みんなそこは〇〇さんが絡んでいたり、また〇〇さんの姉さんの土地が絡んでいたりするところなんですけれども、あそこに調査しても、これというところはないと思われれますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長

ありがとうございます。

ただいま、今井委員より報告いただきました。

この案件について、質問、意見等ございましたら挙手の上発言願います。

前回、現地を皆さんに見ていただいたんですが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

よろしいでしょうか。では、許可相当と決定します。

続きまして、番号4番、〇、〇〇さんの畑です。〇の〇〇、キャンプ場用地として所有権移転・売買で譲りたいという案件。それから、続きまして番号5番、同じく〇の〇〇さん所有の畑ですが、これも同じく〇〇で、こちらはキャンプ場の露天駐車場用地に使用したいということで、関連がありますので、4番と5番、一緒に担当委員さんの報告をお願いいたします。

7番委員

今井です。

場所については、先ほどのすぐ上の場所なんですけれども、そこ、実際には傾斜地、平らなところというのは物すごく少ないところなんですけれども、土地がちょっと入り組んで、〇〇さんのほうに入っているわけなんですけれども、〇〇さんのほうで使わせてもらっているような形になっているんですよ、土地が。それは話し合いの上で、いくらか賃借料を払っているというような形で、そこは支障はないかと思えます。

そこに、キャンプ場とうたってあるんですけれども、キャンプ場そのものができるような場所、実際には土をそんなに動かさないで、現状のままなんていうと、本当に平らな面が少なかったんですけれども、でも、1パーティー分だけだというような話なんです。2組とかそういうふうに入れる状態ではなくて、あれしていくんだよという話で、別にそんなに、少しはいじるんでしょうけれども、そのところで、トイレと物置と手洗い場、ちょっとしたものをつくるぐらいだそうなんですけれども、何らそこにも支障はないと思われました。よろしくご審議をお願いいたします。

議 長

ただいま今井委員より報告がありました。

7番委員

関連で、5番もいいですか。5番のほうも、それではしたいと思えます。

土地が離れているんですけれども、今、あそこで足場がなくなって、そこへもう建物済んで、屋根までかかっているんですけれども、そこが〇〇さんが住みたいという家を今建設中であります。

それから、〇〇さんが持っているところだから、地つながりといえば、地つながりなんですけれども、そのところ〇〇さんが所有している土地があるんですけれども、去年、形質変更届が出されていたところなんですけれども、面積的には幾らもないんですけれども、155㎡、そのぐらいしかないんですけれども、そのところを先ほどの〇〇へ、駐車場がないので、そこを駐車場で取得したいということでもあります。駐車場であるならば、今、黒い家が建っているのが、そこは〇〇さんという方なんですけれども、〇〇さんから土地を分けてもらって建てた人なんで、何ら問題はないと思えますので、あとの二面については、北側の道路、西側の道路と、道路が絡んでいるところだけなんです。そんなところなので、何ら支障はないかと思えますので、よろしく願いいたします。

議長

ありがとうございました。

それでは、4番、5番の件、この案件について、質問、意見等ございましたら、挙手の上発言願います。いかがでしょうか。ありませんか。

なければ、許可相当としたいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声)

では、許可相当といたします。

続きまして、番号6番、同じく〇、〇〇さん所有の畑、〇〇さんが、露天駐車場用地として使用したいというような案件です。それから、関連がありますので、7番、同じく〇の〇〇さん他2名の所有の畑です。〇〇さんが露天駐車場用地、看板設置用地ということで使用したいというようなことです。

担当委員さんの報告をお願いいたします。

7番委員

今井です。

場所は、先ほどとほぼ同じような場所なんですけれども、〇〇さんで、上に見える白いのが〇〇なんですけれども、〇〇の下と思ってもらえばいいかと思います。

それから、下へ家が1軒あるんですけれども、囲まれているそこです。そのところが、小さい家があるんですけれども、そのところを〇〇さんが所有していたわけなんですけれども、〇〇さんが家を建てたままほとんど入らないような状態です。それで、その建屋を〇〇の〇〇さんのおいに当たる人が、〇〇なんですけれども、そこを買ったということでもあります。

その隣接になるんですけれども、今回、〇〇さんが駐車場にしたいということで。したいというよりも、〇〇さんのほうで買ってくれというような話が出て、それでは駐車場で、〇〇で買うかということであるんですけれども、それを6番と7番の関連になるんですけれども、そのところ、駐車場用地にしようということで、今、広く囲まれているところも駐車場用地で、一応確保はしてあるわけなんですけれども、今回ここに出てきているのが、〇〇さんの関係と、〇〇さん。〇〇さんのが本当に道路脇なんです。〇〇の入り口の道路脇に面したところなので、それを取ってほしい。

そして、またそんな話であったんですけれども、そこへ、離れて今度は大通りのところへ〇〇さんが絡んでいるんですよ。そこへ〇〇さんが、17㎡あるんですけれども、そのところを何とか買い上げてもらいたいんだという話であったんだそうです。

それで、それではそこも一緒にということで、今回出てきたわけなんですけれども、先ほどの〇〇さんとのところへ1本太い道路を入れて、そのところへちょっと向こうへ渡るのに、それからこっちの向こうにまで道路を1本あけるんだそうです。あけて、それで向こう側に渡るのに、何かそこへ橋をかける、そこに小さい水路があるんですが、そこへ橋をかけたりして、向こうへ渡って、関連で駐車場を一体化したい、また〇〇さんの17㎡の土地については、看板を建てたいというような話でした。

そんなような状況の中、本当に耕作しているところはどこもありませんので、別にこれといった調査についても、問題はありませんと見受けられました。そんなところで、ひとつご審議のほどをお願いいたします。

議長

ありがとうございました。

6番と7番を一緒に審査したいと思います。この案件について、質問、意見等ございましたら挙手の上発言願います。

11番委員

11番、森下です。

申請の関係でお聞きしたいんですけども、さっき6番のところはちょっと離れているから、別々の案件なんですとわかるんですけども、7番が、図面を見たら、何か分断されているのに1件の申請で上がっているような感じがするんですけども、その辺の申請の目安はどんなふうになっていますか。ちょっと教えてください。

事務局

これは両方とも、行政書士の方が申請書を提出されました。それで、最初、私もこれ一帯で申請されたほうがいいのかというような話はしたんですが、2つに分けて申請するというので、一度受け付けさせていただきました。

面積が、これの黄色い部分は、昨年10月26日付で転用済みの農地なんですけれども、ここの絡みもあるので、地域整備課に開発の確認をしてくださいということをお願いしました。その結果、今回申請が緑色のところなんですけれども、これを3つ合わせると1,000㎡を超えるということで、地域整備課も開発の協議書を出してくださいということになりました。今、手を踏んでいる最中だということです。

なので、開発のがれでこれを1つと、これもう一つ、2つに分けたような状況にあるのかなということはあったんですが、申請を受け付けた段階で2つということで処理させていただきたいということで、こういうふうになりました。内容的には、先ほど会長がいましたように、一連の内容でございます。かつ、ここの黄色い部分も、昨年もう既に転用はされている状況で、県の担当からも、こういう一帯的な資料を明示してくれということで、追加の資料提出させていただきました。これにつきましては、ここの1筆と、除外をさせていただいた時にも提示した駐車場の配列と何ら変わっていないということでございます。

ですので、駐車するという事は両方同じ。で、台数も除外したときの台数でということでございます。

ただ、申請は2つに分かれるような状況で今回上げさせてもらっているということです。

ですので、分かりづらくて大変なんですけれども、で、ここで小さい17㎡の〇〇さんのこれは、除外のときにも、一帯利用という形で上げさせていただいているので、そういう意味では、除外のときに県と相談した内容で話は進んでいるのかなということでございます。

議長

開発協議中という。

事務局

そうですね。この部分が、この3筆。

では、こちらは開発の対象にならないのかということ、ここは今言われたように、道路を、ここ赤線と青線が通っているんですけども、ここで一応分断されるというのが、ここは占用という形になると一体と見なすんですけども、開発のほうの担当に聞いたら、承認工事でこの事業者がつくるんですけど、一応管理は町で、最終的には町で管理するという、承認工事でやるということでございますので、ここはそういう意味では分断ということで、あくまでこの開

発の関係はここですね。ここの3、これが制限を超えているということで、手続を踏んでいる最中です。

あと、ここだとか、ここに赤線が小さく書いています。あるので、これも分断という形で捉えられていまして、これは、この3つで制限は超えているので、関連する協議そのものは、やっていきたいと思います。

以上です。

11番委員

了解しました。

議長

ほかにありますか。

1番委員

1番、簡潔です。

今に関連しまして、かなりの急傾斜になっていますよね。それで、やはり雨とかそういうので、開発行為のその辺の図面とか、そういうものは出てくるのか。ここのところはこういうものを入れる構造ですよという、やっぱり対策というか、その辺はどのようにご判断。

事務局

今の時点では、詳細の内容というのは、それは開発の担当とやりとりはすることになると思うんですけども、当然そうですね。

1番委員

例えば、駐車場の隣に砂利を入れるとか、それかコンクリートにするかでイメージ違うし、そういうようなことも含めて、どういう図面が添付されて、どういうふうな計画でいくのか。下にも家があるの。

事務局

ここに〇〇さんという別の方の農地が1つあります。それを越えた下にはここ、〇〇さんの農地があるんですけども、これは既に昨年転用が出ている転用済み農地なんです。なので、唯一あるのはこの〇〇さんの農地があるというような状況です。

農地転用で上げてもらっている申請を図面でいうと、当然急傾斜地なので、一応砂利の舗装だという内容でした。舗装はしないような状況です。雨水は自然浸透式だということでございます。

詳細は、それ以上書いていないので、恐らく開発のほうで、この内容で多分だめだという話があるので、排水をちゃんとしっかりやれとか、当然ここに赤線青線が通っていますので、ここは〇〇さん、土水路、ここを水路が…。

7番委員

途中まで。ここだったらいいです。もう少し上。そこの曲がり角の辺ぐらいまで、U字溝があるじゃないですか、30cmぐらい、U字溝が入っている。

事務局

あと、下流は土水路ですね。

7番委員

ずっとそこも入って、それから本当の下流のほうを俺は見っていないんですけども、U字溝がずっと入っているんです。

事務局

なので、自然浸透式、舗装はしないというような内容ではございますが、それなりの雨が降れば、やはり地形なりに流れていくという話になると思うので、

そういった対策、水対策というのは地域整備課中心に話を進めるところだと思います。

ここ、先ほど言ったように、土地を横断するような形で、多分このぐらいで、ここに道路がありまして、ここからこう斜めにおりていくような通路をこしらえて、ここ、赤線青線をまたいで、こちらの土地に入れるようなつくりですので、駐車場として。そういう内容です。

1 番委員 その道路、あそこをまたぐ方法は、私道にするのか、それとも公衆用道路にするのか。

事務局 今回の時点では、私が確認している限りでは、公衆用道路です。いわゆる承認工事です。事業者が、こういう道路つくりたいんだけど、あくまでつくるのは事業主、町ではなくて事業主がここをこしらえて、それを最終的には町が、管理するのは町だということで、承認してくださいよという内容ですね。つくるのはあくまでも事業者の話で、ここをつくるのは、で、ここは占用ではないんです。そういうことです。占用にしてしまうと、俊一委員が言うように、ここを私道にしてしまうと、ここを通る方が支障が出るということで、通常ですと、ここを占用道路ということにしてしまわないで、承認工事にかける。そういうこともあって、ここでの土地との開発上は分断ということになっております。

議 長 ほかにございますか。

4 番委員 先ほど今井委員から説明があって、あそこには橋をかけるというお話があったんですけども、その水路は、現在下に田んぼか何かあって用水として、使っているなら、ある程度説明受けたから、工事は向こうでやるんだけど、町の指導を受けてやるということで今聞いたので、用水路使っておられる。もし使っているようだったら、そのように町から指導をしてもらって、ちゃんとしたあれをしてもらわないと。

事務局 これを見る限りですと、これを用水として田んぼに使っているかということ、ちょっと確認した中では、それほどの水量がある水路ではないというふうに私は思うんですけども、どうでしょう。

7 番委員 今現在、ふだんは余り、水路はあるんだけど、湧水がちょっと出ているぐらいですね。大した水量じゃないです。

4 番委員 わかりました。橋をかけるというから、現在使われている用水路か何か。

7 番委員 結局、水の対応とかというのではなくて、高さの関係だと思うんですけども。

事務局 ちょっとわかりづらいんですが、こんな感じですね。これも地形的にしみ出ている、水が出ているんですけども。

議 長 ところがU字溝があるから、U字溝があったら潰さないようにという、そういうことですね。

事務局 あまり、しっかりとした用水路というような状況ではないですね。

7番委員 草の中に埋っていた。

議 長 ほかに何かございますか。ありませんか。なければ、許可相当でよろしいでしょうか。
(「異議なし」の声)
それでは、許可相当と決定します。
続きまして、議案第38号農用地利用集積計画に対する意見決定について。
事務局より説明をお願いいたします。

事務局 7ページをお開きください。
議案第38号農用地利用集積計画に対する意見決定について。
次のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画書の提出があったので、承認を求めます。
別紙記入事件1件です。
次のページをお開きください。
農用地利用集積計画概要でございます。
畑は、使用貸借の通年、2,771㎡、合計同じです。貸し手は1戸、借り手は1戸でございます。設定期間は、畑、5年です。
9ページに総括表がございますので、ごらんいただくようお願いいたします。
農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
以上、よろしくをお願いいたします。

議 長 ありがとうございます。
36号3条の関係で審議した〇〇さん、近くの〇〇さんの畑を借りるという案件です。私も現地を見てきましたけれども、現況、小豆と大豆としっかりつくられているという状況でした。ちょっと傾斜地だったんですが、なかなか大型の機械は使いにくいかなというふうに思いました。
何かご意見ございますか。よろしいでしょうか。
(「異議なし」の声)
それでは、承認することに決めます。
次に進みまして、5番の協議事項・報告事項、(1)制限除外の農地等異動通知書について。
事務局より説明をお願いします。

事務局 10ページをごらんください。
協議事項・報告事項(1)農地法第5条第1項のただし書き規定による届出について報告いたします。
◇(議案書・番号1,朗読説明)
報告といたします。
なお、最後のページ、11ページに平面図を資料としてつけさせていただきます。

ました。ことし7月にも、同じような形で報告として上げさせていただきました。資料でいうところの黄色い部分が、前回の7月に報告として上げさせていただいた部分です。内容は、今言わせていただきましたけれども、この中心にある池田ため池というところを、この農村地域防災減災事業ということで、県の農業事務所の事業ということで進めているところであります。

今回、この赤い部分が農地借地済みということで、この田んぼの収穫が終わった10月をめぐりに、県のほうで。

今回、田んぼの収穫が終わったので、10月1日から来年3月31日まで借地をして、工事を、そういった事業に使うということでございます。全体の事業の計画でいいますと、ことしが初年度で約4年間かけて、このため池の改修工事をするということでございます。

ですので、また来年の4月以降、同じような形で借地をしたところで、報告としてまた上げてくるのかなということでございます。

説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

議 長

ありがとうございます。

続きまして、6番、その他ですが、何か。

(「なし」の声)

続いて、7番の議事閉会とします。

閉 会

みなかみ町農業委員会吉野拓夫閉会を宣す。

〔午後2時30分〕